

資格情報のお知らせを配布しています

10月末、会社の総務などを通じて加入者（被保険者、被扶養者）全員に届きます。12月2日のマイナ保険証移行に向け、保険証情報、負担割合などを通知してご確認いただくものです。オンライン資格確認未対応の医療機関では、マイナ保険証と併せて提示することで受診できます。右下の部分を切り離して携行できます。

12月2日 マイナ保険証に移行します

保険証の新規発行はできませんが、現在お持ちの保険証はあと1年間有効です

マイナ保険証の利用登録をしている方

原則としてマイナンバーカードにより医療機関を受診してください

マイナ保険証未登録の方

現行の保険証を提示して医療機関を受診してください

現行保険証を紛失した方、新規採用などで新たに加入者となった方

保険証の代用となる「資格確認書」を交付します

確認書を提示して医療機関を受診してください